（別添）

事　務　連　絡
令和８年１１月２５日

各都道府県担当部局長　殿
（財政担当課、契約担当課、市町村担当課）

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　吉川　信彦

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引き上げに伴う契約金額の柔軟な変更に向けた取組について（依頼）

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

資源エネルギー庁では、本年３月１９日から、中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置として、ガソリンの全国平均小売価格が１７０円を超える部分の補助を実施してきたところです。

本措置は、あくまで激変緩和措置であること等を踏まえ、本年１２月以降、原油価格の動向を注視しつつ、春先に向けて基準価格を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本とし対応することといたしました。

具体的には、基準価格を以下のとおり引き上げます。

・２０２６年１２月３日（木）から　１７２円（＋２円）
・２０２６年１２月１０日（木）から　１７４円（＋２円）
・２０２６年１２月１７日（木）から　１７５円（＋１円）

つきましては、各地方公共団体におかれては、このような事情を御理解いただき、ガソリン等の燃料油の調達において、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

また、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対しても周知方、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．物件及び役務の契約の途中で、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空機燃料（以下「燃料油」という。）の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更することについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。

２．燃料販売業者等の受注者から、緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引き上げにより燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

◇本件に関するお問い合わせ先：
資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室：０３－３５０１－１３２０

（別紙）

＜御参考＞「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（抜粋）
（令和８年４月２１日　閣議決定）

１　中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

（１０）中小石油販売業者に対する配慮

国等は、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、①及び⑤に留意するとともに、例えば、②、③及び④のような取組により、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

①～④（略）

⑤　原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

２　官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（１０）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

①（略）

②　物件及び役務の契約時の対応

国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③（略）